平成２９年（フ）第８７号
山形県尾花沢市若葉町２丁目１―23　フレンドリーＳ202号、住民票上の住所山形県新庄市十日町1850番地の16
破産者　齋藤　直樹
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９５号
山形市大字松原296番地８、前住所宮城県石巻市吉野町２丁目１番６号　メゾンクロダＢ203号
破産者　武藤　秀明
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８７６号
横浜市戸塚区吉田町1059番地　ハイツシャルムⅡ―101号
破産者　鳴海　聡太
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３６４号
相模原市緑区東橋本４丁目４番16号　カナディアンハイツ原103号室
破産者　長田　和晃
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５１号
富山市西中野町１丁目14番５号
破産者　四季の味金茶寮こと　吉本　由美
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５２号
富山市西中野町１丁目14番５号
破産者　吉本　篤司
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９５号
山形市大字松原296番地８、前住所宮城県石巻市吉野町２丁目１番６号　メゾンクロダＢ203号
破産者　武藤　秀明
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８７６号
横浜市戸塚区吉田町1059番地　ハイツシャルムⅡ―101号
破産者　鳴海　聡太
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３６４号
相模原市緑区東橋本４丁目４番16号　カナディアンハイツ原103号室
破産者　長田　和晃
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５１号
富山市西中野町１丁目14番５号
破産者　四季の味金茶寮こと　吉本　由美
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５２号
富山市西中野町１丁目14番５号
破産者　吉本　篤司
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１号
静岡県富士宮市宮原704番地の２
破産者　望月　啓二
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第３２号
静岡県富士宮市宮原704番地の２
破産者　望月　久子
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第４号
静岡県富士市石坂170番地の11エルメゾンネクスト石坂103号
破産者　望月　　進
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第８９号
静岡県富士市江尾440番地の１　ルイ・ヒメシャラＡ―201号
破産者　岩田　　恵
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第６３８号
名古屋市緑区亀が洞２丁目203番地　スインセラティＡ棟102号、従前の住所名古屋市名東区宝が丘153番地　エポルシオン東光Ｂ棟102号
破産者　小山　孝二
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０８１号
名古屋市中村区香取町２丁目21番地　ハウス香取101号、従前の住所名古屋市千種区観月町２丁目42番地　サンパレス覚王山Ⅱ　402号
破産者　河合　　豊
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０８５号
名古屋市中川区供米田２丁目2113番地、従前の住所名古屋市中川区供米田３丁目214番地
破産者　石神　康雄
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４７９５号
大阪府茨木市駅前２丁目９番10号　コンフォート501号
破産者　岡田　卓也
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１２５号
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目23番22―604号
破産者　凪こと　松堀　和代
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４５９号
大阪府東大阪市稲田本町３丁目５番23号、前住所大阪府東大阪市高井田本通７丁目３番９号　バレイシティ　305号
破産者　北白己喜夫
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３１号
大阪市生野区巽南３丁目11番26―1104号
破産者　大井明浩こと　ＳＵＨ　ＭＹＯＵＮＧ　ＨＯ　徐　　明浩
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１６９号
大阪府八尾市桜ヶ丘２丁目223番地の２　マイドリーム301号、前住所大阪府東大阪市岩田町５丁目12番20―515号
破産者　谷口　千佳
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部